

## 居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の取扱いについて —行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する厚生労働省の回答—

総務省行政評価局は、標記について、令和6年3月27日に厚生労働省に改善を求めるあっせんを行ったところですが、令和6年4月19日に厚生労働省から改善措置を講じた旨の連絡がありましたのでお知らせします。

### 1 経緯

総務省九州管区行政評価局は、居住地外で定期接種を自費で受けた際、事前申請が必要であると知らず、事後に申し出たところ、市が接種費用の払戻しに応じてくれなかったとの行政相談を受け、九州管区行政評価局行政改善推進会議（3ページ参照）に諮り、その結果を踏まえ、令和6年3月27日に、総務省行政評価局から厚生労働省に対して改善を求めるあっせんを実施  
令和6年4月19日に厚生労働省から改善措置を講じた旨の回答を受理

### 2 厚生労働省の回答（概要）【3ページ参照】

居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の取扱いについて、定期接種実施要領（※）を改正（令和6年4月1日施行）し、「居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと」を明記しつつ、接種費用の償還払いに対応することが可能であることを市町村等に周知

※ 市町村長が行う予防接種について具体的な実施方法等を示した地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であり、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種の実施について（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添として厚生労働省健康局長から各都道府県知事に発出されている。



困ったら  
一人で悩まず  
行政相談

行政相談マスコット  
(キクーン)

（本件に関する連絡先）

総務省 九州管区行政評価局

担当：首席行政相談官 福井

行政相談官 椎葉、大島

電話：092-431-7081（代表）

## 行政相談事案

私は、A県B市に住んでいた時に子が生まれ、その2か月後にC県D市に転居したが、生後2か月の定期予防接種の案内がB市とD市の両市から送られてこなかった。

そのため、里帰りしたE県のF市で自費により接種したが、1回目の接種の時点では、居住地外での予防接種の場合に事前申請が必要であると知らず、申請していなかったため、D市は、接種費用の払戻しに応じてくれなかった。なぜ居住地外で予防接種した場合に事後申請を受け付けてくれないのか。

## 制度概要

- 定期接種は、予防接種法に基づき市町村長が実施
- 定期接種対象外のワクチンや定められた接種期間外に接種する場合は任意接種となる。
- 厚生労働省が発出している「定期接種実施要領」では、市町村に対し、里帰り等やむを得ない事情により居住地外で定期接種を受ける場合は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮を求めている。

## 行政改善推進会議の意見

- 居住地外で予防接種を受ける場合に、間違い接種等を防止するため、市町村が事前に申請を受け付け、所定の手続を行うことは、合理性があると考える。
- 一方で、本件相談のように、真にやむを得ない事情により事前申請ができなかった場合においても事後申請を認めないというのは、定期接種対象者の接種機会を確保する観点からも問題があるのではないか。
- 何らかの都合で、居住地で予防接種を受けられない住民もおり、その場合でも、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施するという予防接種法の趣旨を踏まえ、漏らさず定期接種を受けてもらうことが重要である。事前の申請なく居住地外で接種した予防接種の取扱いについて、居住している市町村で事後申請の可否や定期接種の扱いが異なっているのは、定期接種の事務が自治事務に係るものであるといっても、厚生労働省が市町村に対し、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として定期接種実施要領を通知して、その実施につき遺漏なきことを求めていることを踏まえれば、改善の余地があるのではないか。予防接種対象者がどの市町村に住んでいても不公平にならないよう、広域的な観点から、厚生労働省に市町村に対する助言等の対応を求めることはできないか。
- 居住地外で定期接種を受ける際の手続について、定期接種実施要領に「事前に」と明記してあることにより、柔軟な運用ができない市町村もあると思う。事前申請なく居住地外で定期接種を受けた場合でも、事後申請を受け付けることは可能であるということを厚生労働省が示すことができれば、市町村の運用も改善をしていくのではないか。

## 厚生労働省に対するあっせん

当局が九州管内の市町村を調査し、厚生労働省の見解や九州管区行政評価局行政改善推進会議の構成員からの意見を聴取した上で、以下のとおり、総務省行政評価局から厚生労働省にあっせん。

※ 詳細は、令和6年3月27日付け報道資料「居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の取扱いについて一行政改善推進会議の意見を踏まえて、厚生労働省にあっせん」参照。[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000937764.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000937764.pdf)

厚生労働省は、定期接種の実施主体である市町村に対し、定期接種対象者の接種機会を確保し、併せて予防接種健康被害救済制度の公平性を担保する観点から、定期接種実施要領の改正により、次の対応を行うこと。

- 市町村に対し、各市町村の判断によって、住民が事前の申請なく居住地外で接種した予防接種について、事後に申請を受け付けることにより、当該予防接種について定期接種として扱うこと、及び接種費用の償還払いに対応することが可能であることを明示すること。

## あっせんに対する厚生労働省の回答【概要】

居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の取扱いについては、令和6年3月29日に「「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」（令和6年3月29日付け感発0329第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）により、「定期接種実施要領」を改正し、「居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと」を明記（※）し、令和6年4月1日より適用した。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）において予防接種法が改正され、予防接種事務のデジタル化について規定されている。改正法は公布の日（令和4年12月9日）から3年6月以内の政令で定める日から施行することとされており、現在、その具体的な内容やそれに伴う事務の標準化について検討を進めている。本検討を通じて、居住地外での接種を希望される方の事前の申請等の事務負担を軽減したい。

※ 上記「「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」は、各都道府県知事・市町村長・特別区長に対し、文書等による周知が行われています。

また、「定期接種実施要領」が改正され、「居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと」が記載されたことにより、事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって、接種費用の償還払いに対応することが可能であることが明示的に示されたことになります。

### <九州管区行政評価局行政改善推進会議とは>

行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的に設置（令和6年3月1日に九州管区行政評価局行政苦情救済推進会議から名称を変更し、同年7月9日に一部構成員を変更（山崎健構成員→酒匂純子構成員））

|       |        |                     |
|-------|--------|---------------------|
| （座長）  | 石森 久広  | （西南学院大学副学長・法学部教授）   |
| （構成員） | 久留 百合子 | （消費生活アドバイザー）        |
|       | 戸江 千枝  | （税理士）               |
|       | 三浦 邦俊  | （弁護士）               |
|       | 西原 真理子 | （福岡行政相談委員協議会会長）     |
|       | 縄田 真澄  | （公益財団法人九州経済調査協会理事長） |
|       | 酒匂 純子  | （株式会社西日本新聞社論説委員長）   |